

第2期 天理市空家等対策計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>「新たな支援制度の創設を検討します（22頁）」 「効果的な調査方法について検討します（23頁）」 「他の専門家団体等との連携について検討します（25頁）」と書かれています。「検討します」とは、具体的には何をどのように、いつまでに、どの担当課が検討するのでしょうか。また、「実施体制を整備していきます（26頁）」と書かれています。具体的には、何をどのように、いつまでに、どの担当課が整備していくのでしょうか。</p>	<p>本計画では、空家等対策について3つの基本方針に基づく施策を定めています。ご質問いただいた内容につきましては、本市にとってもっとも効果的かつ効率的な取組になるよう庁内で組織する天理市空家等対策プロジェクトチームにおいて随時検討した上で、弁護士や土地家屋調査士、宅地建物取引士等からなる天理市空家等対策協議会において、専門的な視点からのご意見、助言をいただきながら検討してまいります。</p>
2	<p>対策計画の進捗状況、成果の確認・検証は毎年行い公表することが必要です。</p>	<p>天理市空家対策協議会において、対策計画の進捗状況、成果の確認・検証を行い公表いたします。</p>
3	<p>低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、シングルマザー等、住宅確保配慮者に入居希望を断らない、空き家を活用した制度をつくり家賃低廉化補助を実施すること。</p>	<p>いただいた御意見は今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p>
4	<p>空き家を有効活用するための「空き家リフォーム費助成制度」をつくってください。</p>	<p>いただいた御意見は今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p>
5	<p>アンケートでは使用されなくなった理由に「居住者の死亡のため」というのが最も多く、「建物の老朽化」で困っている所有者が最も多くなっています。「除去費用に対する助成制度等を整備するなど」（27頁）と書かれています。助成制度等の内容を具体的に計画に示すことが必要です。</p>	<p>助成制度等を整備しましたら、内容を計画に記載いたします。</p>
6	<p>アンケートでは賃貸、売却を考えている所有者も多く、空き家の流通、利活用の活性化について、NPO、社会福祉法人等とのマッチングも具体化する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画の基本方針②に示すように、「空家等の流通・利活用の促進」のために、所有者に対し積極的に働きかけるとともに、関係団体と連携した取組を行うことが重要であると認識しております。いただいた御意見につきましては、個人情報保護法に抵触しない範囲で、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p>